



【平成 23 年 12 月 1 日採用 選考案内】

神戸市立医療センター 中央市民病院・西市民病院
看護職員〔看護師・助産師〕募集要項

平成 23 年 9 月
地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部 人材開発チーム

1. 選考職種及び採用予定数

看護師・助産師あわせて数名

2. 配属場所

中央市民病院・西市民病院

3. 受験資格

平成 24 年 4 月 1 日現在 60 歳未満の方で、看護師または助産師免許をお持ちの方
※上記にかかわらず、下記のいずれかに該当する方は受験することができません

- ① 成年被後見人または被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 当法人において懲戒解雇の処分を受けた者であって、当該処分の日から 2 年を経過しない者

4. 選考科目・日時・会場

【選考科目】筆記（小論文）、面接

【試験日】平成 23 年 10 月 16 日（日）

【会場】神戸市立医療センター 中央市民病院 1 階講堂

神戸市中央区港島南町 2-1-1

ポートライナー『医療センター』駅北へ徒歩約 5 分

- ・各交通機関から三宮で ポートライナーに乗り継ぎ、「神戸空港行き」に乗り、医療センター駅で下車して下さい。「北埠頭行き」は停車いたしませんのでご注意ください。
- ・駐車場はございませんので、公共交通機関等をご利用下さい。



5. 応募方法・締切

【応募方法】

①申込書、②受験票・写真票、③面接調書、④助産師・看護師免許の写し、⑤80円切手を、封筒の表に「12月採用」と朱書きし、平成23年10月11日（火）必着で、下記まで郵送して下さい。

【郵送先】

〒650-0047 神戸市中央区港島南町2丁目1-11 市民病院前ビル3階
神戸市民病院機構法人本部 人材開発チーム 看護職員募集担当宛 ☎(078)940-0155

※受付後に受験票を送付します。

試験日2日前までに受験票が届かない場合は上記へ連絡して下さい。

6. 採用予定日

平成23年12月1日

7. 合格から採用まで

- (1) 結果については、10月下旬頃に受験者全員に文書で通知します。
- (2) 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。
- (3) 日本の国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。
- (4) 採用内定後、健康診断（平成23年11月中旬で指定する日時）を行います。

8. 採用後の待遇

【給与】（平成23年4月1日現在）

初任給		3年制専門学校卒業	4年制大学卒業 及び助産師
	正規の病院実務経験年数なし	200,090円	208,450円
	正規の病院実務経験年数3年	219,230円	226,380円
	正規の病院実務経験年数8年	249,590円	257,070円
※この額は平成23年4月1日現在の額ですので、変更になる場合があります。 ※免許取得後の経験年数は、規定により加算されます。			
諸手当	夜間看護手当	準夜・深夜とも1回3,500円 (2交代の場合は7,000円)	
	特殊勤務手当	勤務場所により日額250円	
	時間外勤務手当	1時間につき1時間あたりの給与の125~175% (時間帯により率が異なります)	
	夜間勤務手当	準夜・深夜勤務をした場合、1時間あたりの給与の25% (ただし、22:00~5:00の間)	
	分娩手当	分娩1回につき3,000円	
	専門看護師手当	専門看護師として認定されている者に月額5,000円	
	認定看護師手当	認定看護師として認定されている者に月額3,000円	
	その他	通勤手当・扶養手当・住居手当	
賞与	年間2回		

※いずれも免許所持者（初任給＝基本給＋地域手当）

- (例) 病棟勤務看護師で夜勤を月8回した場合の平均月収は、初任給に諸手当（通勤・扶養・住居手当を除く）を加えると、約280,000円（4年制卒・病院実務経験年数なしの場合）になります。

【勤務時間】

- 病棟 2 交替と 3 交替を採用しています。
- 外来他 8:45～17:30 など

【休日休暇】（年度途中採用のため、初年度は日数等が異なります）

- 公休 週休 2 日制
- 祝日 代休があります。
- 年次休暇 20 日間
- 夏季休暇 6 月 16 日～9 月 30 日のうち、5 日間
- 特別休暇 結婚休暇 7 日間のほか、誕生日休暇、忌服休暇、介護休暇、産前産後休暇等

【その他】

- 育児休業制度 養育すべき子が満 3 歳に達する日の前日まで育児休業を取ることができます。
- 年金等 一般地方独立行政法人の職員にも地方公務員等共済組合法が適用されます。公的年金制度（共済年金、厚生年金、国民年金）に通算して 25 年以上勤務した方に対して、勤務した年次に応じて退職共済年金が支給されます。

【地方独立行政法人化について】

神戸市立医療センターは平成 21 年 4 月から神戸市が設立する一般地方独立行政法人に移行し、「**地方独立行政法人 神戸市民病院機構**」になりました。そのため、新規採用者については一般地方独立行政法人の職員となります（**国公立大学附属病院や公立大学附属病院の職員と同様に、身分は、公務員ではありません。**）

なお、地方独立行政法人になっても、市民病院としての役割に変化はありません。今後も救急医療・高度医療をはじめとして、神戸市域における基幹病院としての機能を果たしていきます。

※「地方独立行政法人」とは、公共上の見地から確実に実施される必要があり、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがある事務・事業を効率的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人です。